

新・北九州市子ども読書プラン

(第3次北九州市子ども読書活動推進計画)



平成28年3月

北九州市教育委員会

はじめに

子どもが読書活動に熱心に取り組むことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるなど人生をより深く生きる力を身につけるために、とても大切であることは言うまでもありません。

本市では、これまで二次にわたる子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動が盛んになるよう様々な施策や事業を展開してきた結果、「児童生徒の1ヶ月あたりの読書冊数」や「市民センターにおける読み聞かせ実施活動実施館数」が増加するなど一定の成果をあげてきました。

一方で、普段全く読書をしない児童生徒の割合が依然として全国平均を上回るなど、今後より一層取組みを強化していくことが求められています。

そのようななか、本市議会では、市民の代表として本市の子どもたちの読書環境の充実と読書習慣の形成に向けて、市立図書館における児童サービスの充実や学校図書館支援などの市の施策のほか、家庭、地域、学校等が主体的に取り組むべき事項を定める「北九州市子ども読書活動推進条例」を制定し、これまでの取組みをさらに前に推し進めるための環境づくりを行いました。

条例施行後直ちに、本市の子ども読書活動の推進に関する基本的事項について調査、審議する付属機関として「北九州市子ども読書活動推進会議」を設置し、子ども読書活動推進計画の策定に向けて、学識経験者や学校、PTA、ボランティア、地域を代表する方々で構成する委員の皆様から様々な意見をいただきながら、この「新・北九州市子ども読書プラン」を策定いたしました。

この新プランでは、新たな視点として、
「子どもの自主性、主体性を引き出す」、
「読書の楽しさを伝え、読書への関心を高める」、
「シビックプライドの醸成に繋がる読書活動を推進する」ことを加え、
7施策36事業に取り組むこととしています。

今後、各取組みを実効性あるものにするため、学校や市立図書館をはじめ認定こども園、幼稚園、保育所、市民センターなど子ども読書活動を支援する施設や、家庭、地域における多くの市民によるご支援とご協力をお願いいたします。

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間及び対象	2
4	計画の推進	2

第2章 これまでの取組み・成果と課題

1	前計画における主な取組みと成果	4
2	本市の子どもの読書活動の課題	8

第3章 これからの子ども読書活動推進計画

1	計画の基本目標	12
2	基本方針	12
3	視点	13
4	活動方針	13
5	計画の全体像	14
6	具体的施策及び主な事業	15

【資料編】

新・北九州市子ども読書プランの体系	資料	1
北九州市子ども読書活動推進条例	資料	2
北九州市子ども読書活動推進会議規則	資料	7
北九州市子ども読書活動推進会議委員名簿	資料	9
子どもの読書活動推進会議構成員名簿	資料	10
計画策定に関する検討経過	資料	11
「北九州市子ども読書プラン」に関するアンケート 調査結果のまとめ	資料	12
子どもの読書活動の推進に関する法律	資料	21
文字・活字文化振興法	資料	23
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書の普及の促進等に関する法律	資料	26
用語解説	資料	30

【第1章 計画の策定にあたって】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、子どもの読書活動を推進するため「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」に基づき、平成18年度を開始年度とする「北九州市子ども読書活動推進計画」（平成18年度～平成22年度）を策定し、続いて第2次の北九州市子ども読書活動推進計画として、「北九州市子ども読書プラン」（平成23年度～平成27年度）を定め、家庭・地域・学校・市立図書館などが相互に連携して、子どもの成長段階に応じた読書環境の充実を図ってきました。

このような中、平成27年6月市議会定例会において、「北九州市子ども読書活動推進条例」（以下、「条例」といいます。）が常任委員会提出議案として上程、全会派賛成で可決され、7月3日公布施行されました。

この条例では、基本理念に加え、具体的な事業として、学校図書館を支援する機能を併せ持つ「子ども図書館」の設置、「北九州市子ども読書活動推進会議」（以下、「推進会議」といいます。）の附属機関としての位置づけ、「学校図書館」の蔵書の充実や「学校司書」の配置や能力向上などが盛り込まれています。

そこで、条例に基づき、子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とし、これまで以上に、本市の全ての子どもがあらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境整備などの施策に、総合的かつ計画的に取り組むための「新・北九州市子ども読書プラン」（以下、「本計画」といいます。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

平成26年2月に策定した「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（改訂版）」では、重点取組みの一つとして、「読書好きな子ども日本一」を掲げています。

本計画は、この「読書好きな子ども日本一」をめざすための実施プログラムの一つとして位置づけるものです。

また、条例第6条に規定されているように、子どもの読書活動の推進に関

する法律第9条第2項の規定に基づく市町村が定める「市町村子ども読書活動推進計画」（第3次北九州市子ども読書活動推進計画）として、本計画を位置づけます。

本計画の策定にあたっては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国が定める「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次：平成25年6月策定）」及び都道府県が定める「福岡県子ども読書推進計画（改訂版：平成22年3月策定）」を基本としています。

3 計画の期間及び対象

(1) 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、子どもの読書環境や社会経済状況の変化、市民ニーズ、国の動向、推進会議における審議などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の対象

本計画では、条例における「子ども」の定義に従い、おおむね18歳以下の者を対象とします。

4 計画の推進

(1) 推進体制

推進会議に対し、本計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに意見を聴きながら、計画的、効果的、効率的に各取組みを推進します。また、本計画の策定や変更の際には、推進会議において調査及び審議を行います。

(2) 協力体制

本計画の施策の実現のためには、全市をあげて協力体制を築くことが必要です。

家庭・地域にあっては、PTA、読書活動推進団体・読み聞かせグループ等の団体に加え、書店組合等の民間団体、子どもの読書活動の推進に携わっている方々などとの連携・協力が必要です。このため、関係者の方々のご意見をいただきながら推進していきます。

また、行政内部にあっては、学校、幼稚園・保育所、市立図書館のほか、市の子ども家庭局、市民文化スポーツ局などの関係部局・施設等との連携・協力が必要です。情報の共有化を図るなど、計画の実現に向け、総合的かつ継続的に推進します。

(3) 指標の設定と評価の考え方

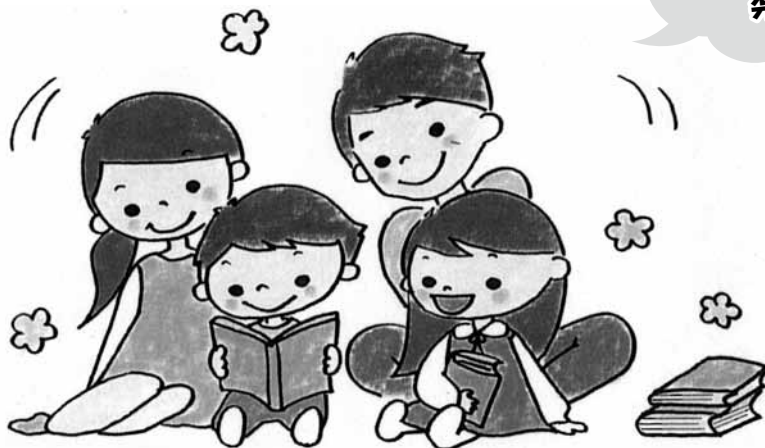
本計画の進捗状況及び効果を測るため、計画の各施策に指標を設け、年度ごとに検証を行い、結果を推進会議に報告し、その評価を受けます。

進捗状況の評価としては、「目標達成」、「順調に推移」、「改善・努力が必要」、「達成見込みなし」の4段階とします。

各年度の評価基準については、計画期間中の年度ごとに、推進会議において設定した指標の目標値に対する達成度を測定し、下記のとおり評価をします。

【評価基準】

- 計画最終年度の目標値を達成していれば、「目標達成 ◎」
- 各年度の目標値を達成していれば、「順調に推移 ○」
- 各年度の目標値を下回るが、計画策定時より向上または向上が見込めるならば、「改善・努力が必要 △」
- 計画策定時より後退し、今後も向上の見込みがなく、計画最終年度の目標値達成が全く望めないならば、「達成見込みなし ×」



家族で
読書って
けっこう
楽しい!!

